

## 8 協議又は調整を行うための場 (地方自治法第100条第12項)

### 【8-1】協議又は調整を行うための場の設置状況

(平成28年1月1日～12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	会議規則に規定して設置している	会議規則に基づき 議会の議決で臨時に 設置している
5万人未満 269	204 (75.8%)	4 (1.5%)
5～10万人未満 258	182 (70.5%)	3 (1.2%)
10～20万人未満 157	104 (66.2%)	1 (0.6%)
20～30万人未満 46	27 (58.7%)	2 (4.3%)
30～40万人未満 27	17 (63.0%)	0 (0%)
40～50万人未満 22	16 (72.7%)	1 (4.5%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0%)
指定都市 20	9 (45.0%)	2 (10.0%)
全市 814	565 (69.4%)	13 (1.6%)

## 【8-2】協議又は調整を行うための場の数

(平成28年1月1日～12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	協議等の場の数 0	協議等の場の数 1	協議等の場の数 2	協議等の場の数 3	協議等の場の数 4	協議等の場の数 5	協議等の場の数 6
5万人未満 269	65 (24.2%)	52 (19.3%)	50 (18.6%)	38 (14.1%)	29 (10.8%)	17 (6.3%)	10 (3.7%)
5～10万人未満 258	76 (29.5%)	35 (13.6%)	41 (15.9%)	28 (10.9%)	32 (12.4%)	18 (7.0%)	14 (5.4%)
10～20万人未満 157	53 (33.8%)	18 (11.5%)	22 (14.0%)	21 (13.4%)	19 (12.1%)	10 (6.4%)	2 (1.3%)
20～30万人未満 46	18 (39.1%)	4 (8.7%)	6 (13.0%)	3 (6.5%)	3 (6.5%)	5 (10.9%)	0 (0%)
30～40万人未満 27	10 (37.0%)	3 (11.1%)	4 (14.8%)	3 (11.1%)	1 (3.7%)	3 (11.1%)	0 (0%)
40～50万人未満 22	6 (27.3%)	4 (18.2%)	3 (13.6%)	2 (9.1%)	2 (9.1%)	1 (4.5%)	2 (9.1%)
50万人以上 15	9 (60.0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	0 (0%)
指定都市 20	11 (55.0%)	3 (15.0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)
全市 814	248 (30.5%)	119 (14.6%)	126 (15.5%)	97 (11.9%)	90 (11.1%)	57 (7.0%)	30 (3.7%)

人口段階別	協議等の場の数 7	協議等の場の数 8	協議等の場の数 9	協議等の場の数 10	協議等の場の数 11以上	協議等の場の数 平均
5万人未満 269	6 (2.2%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2.2
5～10万人未満 258	5 (1.9%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	2 (0.8%)	2.4
10～20万人未満 157	3 (1.9%)	2 (1.3%)	3 (1.9%)	2 (1.3%)	2 (1.3%)	2.4
20～30万人未満 46	2 (4.3%)	1 (2.2%)	3 (6.5%)	0 (0%)	1 (2.2%)	2.7
30～40万人未満 27	0 (0%)	2 (7.4%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3.7%)	2.8
40～50万人未満 22	0 (0%)	1 (4.5%)	1 (4.5%)	0 (0%)	0 (0%)	2.6
50万人以上 15	1 (6.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1.7
指定都市 20	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1.7
全市 814	17 (2.1%)	10 (1.2%)	9 (1.1%)	5 (0.6%)	6 (0.7%)	2.3

**【8-3】1協議又は調整を行うための場あたりの活動状況(平均)**

(平成28年1月1日～12月31日)

人口段階別市数	会期中 開催日数	閉会中 開催日数	全開催 日数
5万人未満 269	3.3	4.9	8.2
5～10万人未満 258	3.8	4.4	8.1
10～20万人未満 157	3.6	4.2	7.7
20～30万人未満 46	4.5	5.5	10.0
30～40万人未満 27	5.1	2.5	7.6
40～50万人未満 22	2.7	3.5	6.2
50万人以上 15	2.0	3.6	5.6
指定都市 20	2.9	2.2	5.1
全市 814	3.6	4.4	8.0

**【8-4】1協議又は調整を行うための場あたりの平均傍聴者数**

(平成28年1月1日～12月31日)

人口段階別市数	平均傍聴者数
5万人未満 269	2.0
5～10万人未満 258	1.9
10～20万人未満 157	2.4
20～30万人未満 46	3.5
30～40万人未満 27	8.2
40～50万人未満 22	1.3
50万人以上 15	0.6
指定都市 20	2.3
全市 814	2.3

傍聴者数を把握していない場合は、その協議又は調整を行うための場を除いて平均を算出している。

**【8-5】協議又は調整を行うための場の傍聴の取扱い**

(平成28年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	原則公開	協議等の場の議決による許可	協議等の場の代表者等による許可	会議体によって傍聴の取扱いが異なる	その他
5万人未満 204	80 (39.2%)	14 (6.9%)	54 (26.5%)	35 (17.2%)	9 (4.4%)
5～10万人未満 182	64 (35.2%)	11 (6.0%)	54 (29.7%)	33 (18.1%)	6 (3.3%)
10～20万人未満 104	40 (38.5%)	4 (3.8%)	24 (23.1%)	23 (22.1%)	3 (2.9%)
20～30万人未満 28	14 (50.0%)	2 (7.1%)	4 (14.3%)	6 (21.4%)	1 (3.6%)
30～40万人未満 17	5 (29.4%)	2 (11.8%)	3 (17.6%)	6 (35.3%)	1 (5.9%)
40～50万人未満 16	6 (37.5%)	2 (12.5%)	3 (18.8%)	5 (31.3%)	0 (0%)
50万人以上 6	2 (33.3%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)
指定都市 9	5 (55.6%)	0 (0%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	0 (0%)
全市 566	216 (38.2%)	35 (6.2%)	144 (25.4%)	113 (20.0%)	21 (3.7%)

各割合は会議規則に協議又は調整を行うための場が規定されている566市の人口段階別の市数を基準としている。